

【事案Ⅱ-13】入院・手術共済金請求

・平成 28 年 2 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

申立人が、外反母趾による骨切り術および入院リハビリ等を実施し、入院・手術共済金を請求したところ、被申立人が、「本件は既に、契約前にA病院、B病院において外反母趾による受診・診断の事実があった」として、契約前発症にあたり、支払事由に該当せず、共済金支払非該当と判断したことに対して申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、医療共済の入院共済金日額 10,000 円に対し入院日数 55 日に乗じた入院共済金 550,000 円と入院時の手術共済金 200,000 円の合計金額 750,000 円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 25 年秋頃より足の痛み・違和感でB病院へ通院するも、専門的治療能力がないことからA病院へ転院し、運動加療等を試みたが改善効果が得られず、同病院での入院・手術に踏み切り、その後、B病院でのリハビリ等を実施し、当該共済金の請求を行った。
- (2) 被申立人は、A病院の診断書上の「高校生の頃より外反母趾を自覚」との記述を契約前発症と断定し、約款・事業規約上支払うことができない旨繰り返すが、申立人は、契約時において、「生活に支障・痛み等もなく、単に母趾が出っ張っている程度の自覚のみであった」ことを伝えている。
- (3) 加えて、面接士との契約時面談では、「その程度の自覚症状であれば、大丈夫である」との確約を得ていたにも拘わらず、被申立人は当該事実の存在は確認できなかったと主張している。
- (4) 被申立人は、約款・事業規約上の「契約を開始する前に発症していた疾病に伴う入院・手術等は、共済金の支払い対象外」と述べているが、疾病に相当する程度の自覚症状がなかったことからして、被申立人の支払非該当の判断には不服である。

<共済団体の主張>

本件については、申立人の請求を棄却する。即ち当該約款・事業規約に規定する共済金の支払事由に該当しないため、共済金の支払いができない、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約の約款・事業規約には、入院・手術共済金の支払事由として、「被共済者が責任開始時以降に生じた災害または疾病により、共済期間内に入院または手術をした場合に支払う」旨規定しており、共済契約成立前に発症していた疾病による入院・手術は共済金の支払対象外となっている。
- (2) A病院の「高校生の頃より外反母趾を自覚、自衛隊入隊後より疼痛が増悪し、サポーターを勧められていたこと」およびB病院の「平成23年頃より両母趾痛自覚、その後両足外反母趾症にて保存的治療を行うも効果がなかった」との両診断書上の記述からも、本契約の成立前に外反母趾が発症していたことは明らかである。
- (3) 申立人は、契約時に、「生活に支障・痛み等もなく、単に母趾が出っ張っている程度の自覚のみであった」ことを伝え、面接士との面談時に、「その程度の自覚症状であれば、大丈夫です」との確約を得ていた旨主張するが、共済契約締結時に作成された「告知書」には当該記載がなく、「面接士報告書」および「告知メモ」への記載もないため、当該事実を裏付けるものは存在しない。

<裁定の概要>

両当事者から提出された書面等に基づき審議をすすめた結果、契約前発症は明らかであるとして、共済金支払いは対象外と判断されたが、審議会に対する、申立人からの掛金返納に関する追加の申入れならびに当事者双方の主張を斟酌考量の結果、共済契約自体を無効として取り扱い、共済掛金を返還するのが妥当と判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで解決を図る旨、両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。